信託法と年金制度

新井誠

Ⅰ はじめに
Ⅱ イギリスにおける問題の背景
Ⅲ フィールド・レポート
Ⅳ 信託の概念
Ⅴ 会社法との比較
Ⅵ 信託法の補充
Ⅶ 結論
Ⅷ 我国への示唆

Ⅰ はじめに

高齢社会における年金制度の重要性については多言を要しないであろう。また年金制度が信託とリンクして機能しうることも周知のところであろう。しかしながら、年金制度が何故に信託とリンクしなければならないのであろうか。我国においては、この問いはいわゆる業際問題に埋没して、正面から論じられることは従来殆どなかったように思わ

れる。

この問いに否応なく解答を迫ったのが、イギリスにおいて生じたいわゆるロバート・マクスウェル(Robert Maxwell)事件である。この事件を契機にしてイギリスでは年金信託制度の安全性が根本から論じられることになった。本稿はイギリスにおける当該論争をフォローすることによって、今一度年金信託制度の存在理由を究明しようとするものである。我国の議論にとっても裨益するところ大ではなかろうか。

尚、本稿は筆者が一九九五年七月にロンドン大学キングス・カレッジのヘイトン(David Hayton)教授の下に短期滞在して同教授の指導を得て、同教授の論稿(David Hayton, Trust Law and Occupational Pension Schemes, The Conveyancer and Property Lawyer, July-August 1993)に全面的に依拠してまとめたものである。

II イギリスにおける問題の背景

大企業が社員のために個々の所得額や勤続年数等に応じて年金額を直接定めるいわゆる「年金額建て方式」による勤労者退職年金制度(occupational pension schemes)を導入し始めたのは一九世紀末からであるが、当時これらの年金制度は自然発生的な既存の法律制度である信託制度を利用して発足した。その後、信託を利用して設定された退職年金制度に対して認められる税法上の免税扱いの範囲に限定を加えることを目的とした「一九二一年財政法(Finance Act 1921)」なる法律が一九二一年に制定され、この時に、信託を利用した退職年金制度が制定法上でも制度としてようやく追認された形となった。ロバート・マクスウェルがその生前にその支配下に属するイギリス国内所在の多数の会社に積立てられていた多額の準備金と、金額的にはこれより多少下回るものの、これらの会社の従業員のために設置されていた退職年金信託に積立てられていた多額の信託基金の両方を横領していたことが発覚したいわゆる「マク

スウェル事件」を契機として、英国議会の下院社会保障制度委員会は、勤労者退職年金制度を社会保障制度の一環として捉え、一九九二年三月に報告書（以下この報告書を「フィールド・レポート（Field Report）」という）をまとめて、発表した。[1] このフィールド・レポートが発端となって、一九九二年六月に政府部内に[2]ロイ・グッド教授を委員長とする審議会が設置され、退職年金制度の設定運用に利用されている法律制度の見直しを行って、一二ヶ月以内にその見直しの結果を報告書にまとめて政府に答申することになった。このグッド審議会は、一九九二年九月に調査書類を発表し、その中で「信託の利用を止めるべきかどうか。止めるべきだとすると、信託に取って替れるような包括的なメカニズムがあるのかどうか、あるとすればそれはどのようなもので、それは退職年金制度の加入者保護の改善にどのような形で資することができるのか。」というような質問を始めとする八一項目にわたる質問を提起しており、既に最終答申（Report of the Pension Law Review Committee）も行われたが、本稿では言及せず、その検討は別稿に委ねたい。

Ⅲ　フィールド・レポート

フィールド・レポートを読んで先ず得られるのは、「裏切られた」という感想である。信託さえも信頼することができないとすれば、ほかに何を信頼できるか、という疑問が湧いてくる。怒りと絶望感からであろうが、下院社会保障制度委員会は、信託法を悪者にして槍玉に上げ、「前近代的な信託法」というようなレッテルを勝手に貼りつけて、退職年金制度の設定運営上の法律的な基盤となっていた信託法に罪の殆どをなすり付けるという御都合主義的な結論に飛びついてしまったようにみえる。同委員会は、[3]「今回の報告書で取り上げた年金基金の横領事件の主犯のロバート・マクスウェルのように、始めから年金基金を横領してやろうと考えているような不逞の輩の手にかかっては、取締り当局者がへばりついて四六時中監視でもしていない限り、どんなに強力な取締法令を作っても、この種の被害を未然

に防ぐことはできなかったであろう。」ということを正直に認めながらも[4]、退職年金基金のような基金は信託法によらないで、「会社法に似たような別の法律によって」規律する道を探るべきである、と断じている。

しかしながら、フィールド・レポートの中で退職年金制度を設定運営していくための制度としては信託法は適切ではない、と主張して、その説明として、勤労者退職年金制度審議会が一九八二年に発表した報告書の一部[5]を引用しておきながら、退職年金制度の設定運営を規律する法律としては信託法が相応しい、との積極的な立場に立って同審議会自身が一九八九年に発表した年金白書[6]の「退職年金制度の保護：変動する環境下における受給権の保全」の項の記載内容を一緒に引用していない同委員会のやり方は一面的との誹りを免れない。更に、フィールド・レポートの中で、勤労者退職年金制度を巡る種々の問題点は「勤労者退職年金制度のための適切な法律制度が新たに制定されない限り満足するような解決は得られない」とするゴウワー(Gower)教授著の「Review of Investor Protection」[7]の一部を引用しておきながら、同書の中で同教授が続けて書いている「これは、信託法に依拠している現行の制度を全面的に廃止しろというのではなく、信託法を退職年金制度に適用するに際しては、多少の手直しが必要である、という意味である。」という一文[8]を引用せずに割愛している下院社会保障制度委員会のやり方も一面的との誹りを免れない。フィールド・レポートの具体的な内容についてここではこれ以上詳しくは触れないが、下院社会保障制度委員会は、フィールド・レポートの中で「退職年金制度においてはしばしば被傭者も事業主と一緒に退職年金制度に対して掛金を拠出しているのに、信託法上では、この事実を看過して……、退職年金信託に資金を拠出している事業主だけを『信託の設定者』と捉えている……。信託法は、両者(信託の設定者とその受益者)の利害関係は一致している、との前提に立っているようであるが、退職年金制度の場合は、事業主の利害と……制度の加入者たる被傭者の利害が衝突する潜在的な可能性がある。」と述べている点[9]において、根本的な過ちを犯しているのである。

被傭者が信託の共同設定者となって事業主と一緒に退職年金基金に掛金を拠出している、という事実を「信託法」

が看過したことがないこと[10]や、信託法が、設定者と受益者の間の利害関係の衝突が生ずる可能性がない平和な世界しか想定していない、というような間のぬけた存在のものでないこと[11]は、信託法を知っている者には明らかである。

確かに信託法は中世に誕生したものではあるが、会社と比べると、信託の方がその所在地を移転するのも遥かに簡単であり、国際的な信託として設定して、中世的な役割ではなく、近代的な役割を担った承継的不動産処分保護者を置くようにすれば、簡単にその設置場所を移せることからこそ、中世を超えて現代に到るまで脈々と発展を遂げて生き続けてこられたのである。ユニット信託、社債信託、ユーロ・ボンド信託、従業員持株信託、マンションや油田の掘削装置の保守資金等の積立に利用される減債基金信託等の例にみられるように、信託は理想的かつ近代的な事業運営形態であるものと考えられている。フランスでも、信認上の所有権の概念を取り入れた信託に似た法律概念である「fiducie」という法律制度を導入しようとしているし、台湾でも「信託法」の制定を目的とした法案が間もなく議会に上程される予定であり、ジャージー諸島、ガンジー諸島、バーミューダ諸島、ベリーズ諸島、クック諸島、ケイマン諸島およびタークス・アンド・ケイカス諸島でも最近新たに信託法が立法化されている。このように、信託は、決して往生間際の中世的な制度ではなく、寧ろ、「貴方のできることなら何でも私の方が上手くできるわ」という歌の文句に乗って元気に踊りまくる踊り子のように、あちこちでもてはやされている近代的な制度である。これが、「不公平」と「公正中立」という両極の中間に沿って舵取りをしてゆくためにはどうしたらよいかという問題ということになるのであれば、信託という概念の長所と欠点を改めて見直してみる必要がある。

Ⅳ　信託の概念

信託の概念を契約の概念と比較してみれば、信託には柔軟性という長所があることがすぐに分かる筈である。契約

の概念では、契約の当事者で、その契約につき約因を提供した者だけしか契約の履行を強制できないとされており、従って甲乙が、乙の扶養家族である丙の利益のために何らかの契約を取り交わしたとしても、この契約の履行を強制できるのは甲または乙だけということになってしまう。これに反して、甲が、丙を受益者とする信託上の信託財産としてその所有不動産を贈与または信託設定契約の形で乙に譲渡したとすれば、丙にもこの信託上の義務の履行を強制する権利が生ずることになる。契約法の原則に従えば、乙が甲との間の契約に違反したとしても（契約が非常にユニークな財産に関するものであるために特定履行の請求が認められるような種類のものもあり、そのために特殊な擬制信託[12]の成立が認められるようなものでない限り）、甲に対して認められる救済は当該契約違反によって甲が被った損害についての損害賠償請求権だけであり、当該契約違反行為によって乙側に何らかの利益が生じていたとしても、その利益の引き渡しを要求することはできないことになる[13]。これに反して、信託法の原則によれば、乙が丙に対して負担している信託上の義務に違反した場合は、丙は自ら乙を相手取って信託に対して与えた損害の賠償を請求することができる[14]とともに、この違反行為によって乙が利益を得ている場合は、その利益の内容を明らかにして、これを引き渡すよう乙に請求できることになる[15]。信託法上のこの原状回復責任と不当利益の返還責任は、契約法上の損害賠償責任より厳しいもの[16]であり、信託義務に違反した受託者が負わなければならない責任として捉えられている。

更に、契約関係の場合は（特定履行を請求できるような特殊な契約の場合を除き）、契約の両当事者間には対人的債権債務関係が生ずるだけであるのに反し、信託関係の場合は、受益者の側にエクイティー上の所有権が生ずることになり、その結果信託の受託者は信託に属する財産を自己の固有財産とは区別して、別個に保有管理しなければならない義務を負うことになる。信託の受託者が破産しても、同人が信託財産として保有している財産に関するエクイティー上の権利は常に信託の受益者に帰属しているので、信託の受託者に対して債権を有する一般の債権者は信託財産から弁済を受けることはできない。信託の受託者の手によって信託財産が不当に処分された場合は、信託の受益者はこの信託

財産の行方をどこまでも追求できるエクイティー上の権利が認められており、その結果信託の受益者は、信託財産が転々と譲渡されてその姿を変えた場合でも、最後までこれを追求して取り戻せることになっているのである。具体的にいえば、信託財産となっていた絵画を信託の受託者が勝手に処分して現金化してしまい、この現金で株を買い、その株をまた売ってマンションを買ってしまったような場合には、信託の受益者は、信託財産が現金、株、マンションと次々と姿を変えたとしても、次々とこれを追求して取り戻せるのである。この追求権は、信託財産が転々と姿を変えて最初の価値よりもはるかに高価なものに姿を変えてしまっている場合や、信託の受託者が破産してしまって、信託の受託者に対して請求権を行使しても実効が得られないような場合には、特に威力を発揮する、但し、この追求権には、信託財産が追跡不能な形のものに変わってしまっている場合にはこれを追求することができないという本質的な弱点がある。即ち、信託財産を勝手に受託者が処分してしまった場合でも、受託者がその処分代金を浪費してしまっており、信託財産を買い取った者が信託財産と知らずに買い取った善意の第三者である場合は、いくら信託財産の売却先が分かっていても、これを追求して取り戻すことはできないことになる。

V　会社法との比較

会社には別個独立の法人格が認められているので、会社は、会社財産については、コモン・ロー上実質的な所有権者となることができる反面、会社が負担した債務については会社自らがこれを弁済しなければならない責任を負うが、有限責任制度を採用している会社の場合は、その責任は資本金の範囲内に限定されている。これに反して、信託には独立した法人格が認められておらず、従って信託自身が財産の所有権者となったり、契約を締結したり、訴訟の当事者となったりすることはできない。信託財産についての所有権者となったり、契約の当事者となったり、原告事件・

被告事件の別を問わず訴訟の当事者となったり、第三者に対する損害賠償責任を負担するのは、信託そのものではなく、信託の受託者である。信託財産と第三者に対する損害賠償責任との関係についていえば、第三者との間で契約して、その契約の中にその時点における信託財産価額を損害賠償責任の限度とする旨の具体的な責任限定規定を入れておかない限り、信託の受託者は(その地位を辞任した後も)、自らの固有の財産の限度内において、個人的な賠償責任を負わなければならないことになる。但し、信託の受託者は、信託の受託者としての地位によって第三者との間で行った法律行為との関連で何らかの損害を被った場合は、当該法律行為そのものが信託義務に違反するものでもなく、信託の受託者がそれ以外の何らかの理由によって信託基金に対して何らかの責任を負担している場合を除き、信託基金を引当てとしてその損害を補償して貰うことができる。

この信託の受益者の保護を目的とした原則の効力は、信託の受託者がその資格において債務を発生させた場合におけるその相手方たる債権者にも及ぶ。というのは、信託の受託者側に信託基金から損害補償を受ける権利がない場合は、当然信託の受託者の債権者も、信託の受託者の損害補償請求権を代位行使し信託基金から弁済をうけることはできない、と考えられるからである。[17] これに反して会社の場合は、会社との間の取引を奨励する観点から、「ロイヤル・ブリティッシュ・バンク対タークアンド事件(*Royal British Bank v. Turquand*)」[18]によって確立された法理と会社の役員について広く認められている表見代理の法理とにより、会社の行った行為につき本来であればこれを無効たらしめたり、取り消し得べきものとするような内部的な手続上の瑕疵があった場合でも、むしろこれを有効なものとして認め、会社と取引した取引の相手方である債権者を保護しようとする立場が昔から採られているので、この意味においては、会社の株主に対する法律上の保護は、信託の受益者に対して認められている保護と比べると、遥かに薄いということがいえる。尚、会社と取引した取引の相手方たる債権者の地位は、一九八五年会社法三五条、同三五条Aおよび同三五条Bの規定(特に定款に定められている業務目的の範囲を超えて行った会社の行為を無効とする従来の「能力外の原

則」を実質上無効にした規定）により、従来より一層厚く保護されるようになっている。

その他の面においても、会社の株主と比べると、信託の受益者の方が厚く保護されているものといえる。信託の受託者が信託財産を不当に処分した場合は、信託の受益者であれば誰でも、受益者全員を代表して、単独で当該財産の行方を追求して、これを取り戻すことができる。信託の受託者が信託上の義務に違反するような行為を行った場合で、信託の受益者の過半数がこの違反行為を追認しようとしている場合でも、この追認に反対する受益者は誰でも単独でこの違反行為の禁止を命ずる差止命令を求める申立てを行うことができる。信託の個々の受益者に対してはこのほかにもいろいろ幅広い権利が認められており、信託に関するいろいろな問題が起きた場合はこれを解決するために、最高法院規則八五号に定められている規定上、高等法院の大法官部にパターナリスティックな考え方に基づく助言や協力の発動を求める申立てを単独で行ったり、信託の事務を整理するための公的受託者の任命を裁判所に申し立てたり、信託の財務や経理に関する事項を厳密に調査して費用の支出に関して細かな裏付資料の備え付けを命じてもらう等、信託の事務に関する包括的な管理の徹底を求める申立てを裁判所に行うことも単独でできる。

会社の個々の株主の場合はこれと異なり、会社の役員が個人的な責任を負わなければならないような不正行為を行ったり、会社財産を横領したような場合でも、株主は個人単位では何もできず、当該役員の責任を追求する権利や、横領された財産を追求するエクイティー上の所有権は法人としての会社にしか認められないことになる。「フォス対ハーボットル事件（*Foss v. Harbottle*）[19]」によって確立された原則により、会社に対して行われた不正行為に対して訴えを提起できるのは会社だけであり、従って会社に対して行われた不正行為が株主の単純多数決によって追認しうるような性質の法律行為である場合は、株主の過半数の賛成でこの行為が追認されてしまえば、それで問題はおしまいであり、逆に株主の過半数がこの不正行為を究明することに決した場合は、この不正行為を追求する訴えを提起できるのは会社だけであり、いずれにせよ一株主が個人の資格で訴えを提起することはできない。ただ例外的に、多数派の株

主が小数派株主の利益を害するような詐欺的な法律行為を行った場合は、個々の株主は、株主代表訴訟の形で、会社を代表して訴えを提起することが認められているだけである。この株主代表訴訟に関する株主側の権利は一九八五年会社法四五九条の規定によって補充されており、同条の規定により、「公正且つ妥当な理由」がある場合は、会社の解散命令や裁判所が適切と認めるその他の救済を求める権利が一応個々の株主に認められてはいるが、実は、ゴウワー教授がその著書である「近代会社法(Modern Company Law)」の第二二章および同第二八章で明らかにしているように、この株主代表訴訟権や同法四五九条に基づく権利は非常に複雑なもので、これを行使しようとする株主は幾多の困難なハードルを超えなければならないようになっている。

信託の受託者が信託の受益者に対して負担している義務は取締役が会社に対して負担している義務よりも重い。会社の場合は、コモン・ローそのものが積極的な介入を控えている領域である投機的な色彩を伴う商事の領域で事業を営んでいるので、個々の取締役の有する主観的な知識と経験を信頼して、取締役の専門知識・技術や職務忠実については軽度の責任しか課しておらず、特にすべての取締役会に出席しなければならない義務さえも課されていないし、取締役はその職務を他の取締役や、代表取締役ともいうべきマネージング・ディレクターに委任することさえも認められているのである。[20] これに反して信託の場合は、エクイティーにより信託の受託者に対しては厳格な義務が課されているため、信託の受託者は客観的な水準の注意義務を果たさなければならないほか、すべての意思決定に全員が積極的に関与しなければならないものとされており、この意思決定も、信託の設定に関する書面中に別段の定めのある場合を除き、受託者の全員一致によって決定しなければならないものとされているのである。[21] 更に、信託法は、会社法上認められているマネージング・ディレクターに該当するような「代表受託者」や「マネージング・トラスティー」のような者の存在をそもそも認めていない。

過失責任についてみると、会社法の世界では、一九八五年会社法三一〇条の導入に伴って会社が定款の規定により

予め取締役の過失責任を免除するのが禁止されるようになるまで、会社の取締役は、定款の規定により、原則として過失責任を免除されていた。但し、この過失責任の免除が禁止されるようになった現在も、会社がその取締役の過失責任を補償するための損害賠償責任保険を会社の費用で掛けるのは依然として認められており、多くの会社がその取締役のためにこの種の保険を掛けているのが実状である。信託の実務上は、信託法上信託の受託者に課されている責任が極めて広範なものであるために、信託の設定に関する証書に特別な規定を盛り込んで信託の受託者の過失責任を問わないようにしているのが普通である。制定法上[22]もユニット信託や社債信託に関してだけに限ってこの種の過失責任の免除を禁止しているだけであるので、この点では、信託の受益者より会社の株主の方が手厚く保護されているものといえる。ユニット信託や社債信託だけでなく、退職年金基金信託についても、過失責任の免除を禁止する制定法の規定が必要であろう。

以上のような会社法と信託法の対比からも分かるように、過失責任の免除の点と信託の設定に関する証書中に定められた規定において信託法上の一般原則が希釈化されている点を一応度外視して考えれば、退職年金制度上の加入者の権利保護という観点からみれば、年金を支給していくための担保とでもいうべき財産は、信託制度を利用して、別個独立の信託基金の形で信託の受託者に保有管理させるようにし、信託の受託者に対して重い信認上の義務を課して、個々の受益者にこの信認上の義務の履行強制権を認めるようにすべきではなかろうか。他の制度にいろいろ手直しを加えるよりは、信託制度に制定法により若干の補充や手直しを加えれば、退職年金制度を運用していくための制度としては、信託が最適なものとなれる筈である。

VI　信託法の補充

1　情報の開示

先ず始めにはっきりとしているのは、個々の退職年金制度上の必要最低給付水準については信託法そのものには何の定めもない、という点である。早期退職者の保護に関して定められたのと同じように、個々の退職年金制度が満たさなければならない必要最低給付水準や、ある退職年金制度から他の退職年金制度に移行する場合の移転価額を定めておかなければならない、という要件や、支給される年金額については一定限度の指数化方式を採用しなければならない、というような要件を盛り込むようにするためには、どうしても社会保障関連法の立法化を待たなければならない。これは退職年金制度の運営制度としてどのような制度を利用するかに拘わらず生じてくる問題である。信託法の改訂は既に行われていて、退職年金制度の加入者が受託者の事務処理を監視するための必要且つ十分な情報と加入者の置かれている立場を加入者自身に理解させるための必要且つ十分な情報を速やかに受託者から加入者に開示しなければならないようになっている。この情報開示が退職年金制度の運営方式としてどのような制度を利用するかに拘わらず必要なものであることはいうまでもないことである。そのために、行政命令[23]にも退職年金制度の内容について記載した案内書を交付しなければならない旨の規定が設けられて、いろいろな情報資料を迅速に提供しなければならないことになったわけであり、信託の受託者を忙しくしているわけである。保険計数士の専門知識と、インベストメント・マネジャーの持っている専門知識と、信託の受託者の持っている専門知識とを合わせて活用すれば退職年金受給者の権利を守れる筈である。これらの専門職従事者さえ気付かないような潜在的な問題は、労働組合の特別顧問が運良く気がついて信託の受託者にアドバイスする可能性も皆無ではないかもしれないが、専門知識を持っていない一般の退職年金制度加入者がこれに気付くということはまずありえない。行政命令によって改訂された後の現行の信託法

の下では、信託基金の投資運用方針に異議を申立てたり[24]、十分に考慮せずに行われた意思決定や誤った考え方に基づいて行われた意思決定につき異議を申立てること[25]ができるのである。

費用を掛ければ、退職年金制度運営状況を監視したり退職年金制度の加入者を代表して信託の受託者や事業主を相手どって訴訟を提起するために必要な専門知識・専門サービスを国側から提供させることも方法としては考えられるが、このような費用の国費による負担を正当化するような十分な論拠があるようには思えない。

2　信託の受託者の信認上の義務

契約を作成する場合にもいえることであるが、信託を設定する場合も、その設定文書中に一方の当事者の費用負担で他方の当事者に利益を与えるような取決めをすることは勿論可能である。退職年金制度に関する規約の作製に関しては通常事業主が支配権を握っており、社会保障関係法上の制約や税法上の制約があったり、労働組合や従業員団体がある程度の要望を出してくる場合はあるとはいうものの、この事実が事業主にとって有利に働くことは否めない。しかしながら、信託の受託者には信認上の義務が課されており、受益者のために全面的に忠誠を尽くさなければならない義務や、信託財産の保全のために最善を尽さなければならない義務や、信認上の権限を臨機応変に行使しなければならない義務等があるために、結果的には事業主の立場が極端に有利にならないようにバランスがとられている。

ある会社がその社員のために退職年金制度を設置していて、これを信託基金化し、規約上信託基金の五％までを自社株や関連会社の株式に投資することを信託の受託者に認めており[26]、投資についての意思決定はその会社に勤務している役員や従業員の中から選ばれた者が信託の受託者としての資格や制度運営委員会の資格で行うことになっており、信託設定証書中には受託者や制度運営委員会の委員となるべき役員や従業員の任命権を認めた明文の規定があるケースを想定して考えてみよう。もしこのような任命権を認める規定が設けられていないのに会社の役員や従業員をその

ような受託者的な地位の者に任命すると、任命を受けた者は、広い目で見れば、会社で出世しようとすれば、どうしても退職年金制度の利害を重視するよりは、事業主の利害を優先的に考えるようになりがちであり、このような者が退職年金基金を使って自社株に投資するような意思決定をしたとすると、事業主自身が受託者となって信託基金を自社株の取得に使うことを禁じた自己取引禁止ルールに違反することになるから、そもそも役員や従業員をこの種の立場の者に任命するべきではない、という議論も出てこよう。[27] しかしながら、役員や従業員をそのような利益相反関係に立つ可能性がある地位についても良いとする明文の規定や黙示の規定が存在する場合でも、そのような地位についた役員や従業員が、信託義務違反の責任を問われずに、退職年金制度の加入者全員の利益に反するような意思決定をしたり、加入者の権利を保全するために必要な慎重な注意義務を尽さずに何らかの行動をするようなことは事実上不可能であろう。[28] この点に関して、米国には次のような判例がある。[29]

「受託者的な立場にある者で二君に忠誠を尽さなければならないような状況に置かれている者が、同人にとって潜在的な利益相反性を有するような投資意思決定を行おうとする場合における当該意思決定の根拠とすべき事項について行うべき独自の調査は広範囲なものでなければならないとともに、良心的なものでなければならないだけでなく、この場合における調査義務は、本件制度に加入している理性的な受給資格者やその他の理性的な加入者があらゆる状況下において期待する最高度の注意義務を尽してこれを行わなければならないものである。」

筆者のみたところでは、状況はイギリスにおいても何ら変わるところはないが、ただイギリスでは、訴えられた被告側は過失責任の免除規定があればその規定の適用を受けられる筈である旨を主張するであろうし、訴えた原告側は被告側の好意には無謀な点や信義則に反する点があり、信託の有する投資オプションに関して広範且つ良心的な調査の実施を被告側が怠ったことが明らかであるので、過失責任免除規定の適用は受けられない筈である旨を主張してくるであろう。しかしながら、信託基金の五%相当額までを事業主の自社株式やその関連会社の株式に投資する場合に

おいては、信託の受託者は退職年金制度の（他の）加入者の利益等を一切考えずに、専ら事業主の利益だけを考えるべきである旨を信託設定証書の中に始めから明記しておこうとすれば明記できる筈である。[30] この点にこそ、退職年金制度の基金を使って行う投資は、同制度の加入者に対する金銭的な給付を行うことだけを目的として、同加入者全体の利益のためだけになされるべきであることを保障するためには、制定法による介入が必要である、という主張の根拠があるのである。

確かに、退職年金制度の基金を使って事業主の自社株やその関連会社の株式に投資することを一切禁じてしまう方が良いと考える向きもあろう。勤務先の会社が倒産してしまえば従業員にとっては失業の危険があるだけでなく、退職年金制度そのものも破綻してしまう危険があるのも事実であるが、会社にとって有利となるような時期に合わせて自社株をまとめて買ったり、売ったりすることもできるし、退職年金制度の基金を使って購入して、信託財産として保有している自社株についての議決権は、会社が乗っ取りに遭ったり、会社が他社との合併を進めているような場合には、会社にとっては信託財産となっている株式についての議決権を乗っ取り防止のためや合併推進のために使えるというような利点もある。但し、このような場合に会社の株式につきプレミアム付で公開買い付けが行われていれば、退職年金制度の加入者全体の立場からみれば、プレミアム付の値段で持株を売るのが一番良いであろうが、会社側からすれば、企業の利益のためには、持株をそのまま信託に保有していて貰わなければならないことになろう。年金建て方式による退職年金制度を採用している企業からは、投資リスクを負うのは退職年金制度の加入者ではなく、企業の方だという声が出るかもしれないが、そのような事がいえるのは企業が健全な経営状態にある場合だけであるから、退職年金制度の加入者側には信託基金の投資運用に関する義務の遵守・履行を強制することにつき重大且つ当然の関心があることになる。

退職年金制度の受託者が企業側に協力して他の会社との間の合併等を成功させたような場合で、この合併によって

企業側が利益をあげているというような特別な場合には、確かに信託法上は、その利益の分け前を請求する機会が退職年金制度の受益者に認められるかもしれない。このような場合、退職年金制度の加入者は、事業主があげた利益と信託財産の利用との間には因果関係があると主張できるであろうし、特に勤務先の企業の取締役が退職年金制度の受託者を兼任しているような場合は、信託財産を利用できたからこそ取締役達は会社のために利益をあげることができたのである、と主張できるであろう。但し、会社側があげた利益が信託財産の利用とは関係なく、専ら会社の財産と会社側の努力に起因するものであり、信託の受託者を兼任している取締役は単に合併を実現する上においての障害につき責任を有しており、これを解決する責任を有していただけのような場合はこの限りではない。(31)

尚、信託法上は、信託設定証書中に脅迫的な条項を入れた場合はこれを無効にできる、という受益者にとって有利となるような原則があり、この原則を適用すれば、企業側が別法人を作って責任を逃れようとしても、法人格の壁を突き崩せる場合がある。これはアメリカの例であるが、退職年金制度を設置して経営者側がその退職年金制度の受託者を選任している企業があり、その企業が別の企業に支配されており、当該別の企業がさらに個人によって支配されているような事案では、米国の連邦控訴裁判所(32)は、関係企業ならびに関係個人との間に存する企業支配関係を考慮すれば、信託上の受託者としての義務は最後の企業支配権者である個人にも及ぶと考えるべきものだとして、当該個人が得ていた利益を吐き出すよう命ずる判決を言い渡してきている。このような信認上の責任の論理を総合すれば、退職年金信託の財産の横領や悪用を阻止する上での有効な力となる筈である。

信託の受託者の地位に伴う信認上の権限については、信託の受託者は、信託の目的を純粋に追求していく上において、当該権限を行使すべきかどうかや、行使するとした場合に如何にこれを行使するかを常に、慎重且つ臨機応変に考えなければならないことになっているので、この権限が個人的利益の為に悪用されるとは考えにくい。信託の受託者が気紛れな行為やいい加減な行為を行ったり、間違ったことをしたり、慎重なビジネスマンとして行動しなければ

ならない義務に違反したり、考慮しなければならない重要な事情を考慮しなかったり、考慮の対象としてはならないような事柄を考慮に入れてしまったような場合は、信託の受託者を訴えることができる。[33] このように、信託の受益者にはいろいろな保護措置が設けられているのである。

事業主としての立場にある者に対してある権限が、信認上の権限ではなくて、個人的な利益のために行使できるような権限として付与されているような場合は、この権限の付与を受けた者が、与えられた権限の範囲内において行動している限り、同人が如何に誤った行為をしたり、気まぐれで勝手な行為をしたり、自分の個人的な利益を求めて行動したとしても、裁判所は同人によるこの権限の行使をコントロールできないので、このような状況下にある信託の受益者は保護されていないことになる。更に、信託の存在に必要不可欠な核となるべき最低限の信託上の義務さえ残されている限り、信託の受託者に対して与えられる権限はこれを信認上の権限としてではなくて、明文の規定を以て個人的な権限として与えることもできるのである。だからこそ、退職年金信託の場合は、受託者に対して与える権限の重要な部分が信認上の権限以外のものとして与えられることがないようにすべく、法律の強行規定による介入が必要となるのである。以下に述べるように、この点に関しては判例は一応既にできる限りのことをしている。

3 明白な個人的権限および誠実義務

裁判所は、退職年金制度の加入者の利益を守るために、事業主に対して認められているある種の権限についてはこれを事業主の個人的利益のために行使できる個人的な権限としてではなく、信認上の権限として捉えてきている。たとえば、「メットイ・ペンション・トラスティーズ・リミテッド対エバンズ事件（*Mettoy Pension Trustees Ltd. v. Evans*）」[34]において、ワーナー判事は、退職年金制度を清算した際に最終的に生じた剰余金を事業主が受け取れるようになっているような場合でも、同退職年金制度上の年金支給額を増額する目的のために「事業主の独自の裁量により」剰余金

を充当することができる事業主の権限は「あらゆる意味において信認上の権限の一種である」と判示している。これは、事業主は、形の上では自己に帰属することになっている退職年金制度の清算剰余金に関するこの権限を行使すべきかどうかを考慮するに際しては、自己の利益だけを考慮しては駄目で、自分自身ならびに退職年金制度の他の受給資格者の双方のためになるように誠意を以って行動しなければならないことを意味している。この場合の事業主は清算手続に入ってしまっており、清算人がいても清算人には事業主がその債権者に対して負担している債務の後始末という大きな仕事があったので、退職年金制度の清算剰余金の処分に関する権限の行使は裁量信託の執行だけでなく裁量的な信認上の権限の行使もできる幅広い最終的な管轄権を有している裁判所の手に委ねられることになったのである。この種の権限を信認上の権限として捉える立場は極めてリベラルな立場であるとみられるかもしれないが、実際にはこれはできるだけ退職年金制度の加入者を助けようとする司法府側の考え方を反映しているものにほかならない。

その後判決の言い渡しのあった「インペリアル・グループ・ペンション・トラスト対インペリアル・タバコ・リミテッド事件(*Imperial Group Pension Trust v. Imperial Tobacco Ltd.*)」[35]の判決に照らして考えてみると、前掲のメットイ・ペンション・トラスティーズ・リミテッド対エバンズ事件の事業主に対して認められていた権限は、物価上昇率が一定の度合いを超えた場合に退職年金の支給額を増額することにつき承諾を与えるか否かについてインペリアル・グループ・ペンション・トラスト対インペリアル・タバコ・リミテッド事件の事業主に認められていた権限の場合と同様に、信認上の権利としてではなく、個人的な権限として捉えた方がむしろより正確ではなかったかと思われる。但し、事業主と被傭者との間の雇用関係契約上、被傭者が取得した信託上の権利が関係した事件において、副大法官は、個人的権限の場合は原則として裁判所の支配には服さないが、個人的権利についても契約法から信託に取り入れられた誠実義務が権利者側に存在するものと推定されるので、個人的な権限を行使する場合でもこの誠実義務に従わなければならない旨を判示している。この誠実義務は、事業主は、相当な理由がない限り、事業主と被傭者との間に

存する信頼関係を破壊したり、これに重大な悪影響を及ぼすことを目的としたり、この種の結果を招来する恐れがあるような行為を行ってはならないことを内容とする義務である。従って、事業主は、自らの金銭的な利害関係を考慮するのは差し支えないが、これはあくまでも被傭者に対して負担している誠実義務に違反しない範囲内に限るという限定がつくことになる。この事件において、副大法官は、事業主が「退職年金制度の効率的な運営のためではなく、既存の退職年金制度上既に発生している過去勤務債権を制度の加入者に確実に放棄させるための手段として」自らの有する承諾保留権を行使し、以って事業主自身の設定に関わる別の新たな退職年金制度への移行を容易にせんとしたことは明らかであり、この点において事業主側に誠実義務違反があったものと断定している。[36] この判例は、「実務的且つ合目的的取り組みが特に大切である」[37]と判決の中で述べられていることからも分かるように、一見して広範囲に亘る権限とみえるような権限の場合も、その背景的な事情、特に問題となる信託（または契約）の基本的な目的に照らして、その範囲を限定することができるものとするもう一つ別の信託法（または契約法）上の原則を反映したものでもある。

この判例を受けて、その後に判決の言い渡しがあった「カリッジ・グループ退職年金制度事件（*Courage Group's Pension Scheme*）[38]で、ミレット判事は、企業買収に成功した会社が、退職年金制度上の剰余金を会社のために利用できるようにするための第一歩として、同会社の作成に関わる退職年金制度を規律するための規約である信託証書中に用いられている「当会社」なる文言を勝手に被合併会社を意味するものに置き換えようとした事業主側の一方的な信託証書の変更行為を「権限踰越行為」と断じている。同様に、ニュージーランドやカナダのオンタリオ州やアルバータ州の高等法院[39]でも、退職年金制度に関する信託設定証書上、制度の加入者だけのための財産として信託財産の形で積み立てられている財産を事業主のために使ってはならない旨が明記されている場合においては、信託証書の内容に変更を加える権限は、当該信託の受託者に対して与えられているものであると事業主自身に与えられているものであるとを問わず、事業主を信託財産の受益者の一員に加えることになるような形でこれを行使することはできない、即

ち甲だけを受益者として設定されている信託を甲と乙の両方を受益者とするような信託に変更することはできない、という内容の判決が出されている。

イギリスでは、退職年金制度に生じている剰余金を同制度上の受給資格者だけでなく事業主にも利用させるために取り崩すことについては、退職年金制度の受給資格者の立場からすれば剰余金を取り崩して事業主にこれを使わせるのを認めるとすれば当然その見返りとして退職年金の受給額の増額を希望する筈であるとして、勤労者退職年金制度審議会に対して特別に制定法上の許可権限[40]を与えて、受託者が受給資格者と相談した上で、事業主から申し入れのあった目的のために信託の剰余金を取り崩すことが実際に退職年金制度上の受給資格者の利益につながると判断した場合に限り事業主の利益のために剰余金を取り崩すことを「認めることができる」ように退職年金制度の規約に変更を加えることを許可できるようになっているので、イギリスではこの種の問題は起きないで済んでいるようにみえる。このような制定法の裏付けがあるので、勤労者退職年金制度審議会は従来甲だけのために積み立てられていた信託財産を将来甲乙両方のために使用することを「認めることになる」ような命令を発することができるのである。この命令が発せられた場合、信託の受託者は事業主その者を退職年金制度上の従来の受益者の列に新たに加わった受益者の一員として取り扱って、事業主の利益となるような形で裁量権を行使することができることになるものと思われる。

4　制定法による介入の潜在的必要性

信託法の領域に属する退職年金制度との関係においては、今迄のところ裁判所は加入者の利益を保護するために上手に介入してきたといえるが、過失責任を勝手に免除したり、事業主や信託の受託者に対していろいろな権限を信認上の権限としてではなく個人的な権限として明示的に付与する等の方法によって、信託法の弾力性が悪用される可能性がない訳ではない。

そのため、信託法の悪用と考えられるような行為を防止するための制定法による介入がどうしても必要となる。ともかく、信託法は、信託設定者が三世代から四世代にわたってその家族に対して行うエクイティー上の贈与を規律する法律として発達してきたものであるため、信託上の受益者を信託の設定者からのお恵みを受ける者として捉えて、「贈り物なのだから、あるがままの姿で黙って受け取り、贈り物にいちいち文句をつけるな」という考え方が昔から支配的となっているのである。しかしながら、加入者がその勤続年数等に応じて信託基金化された基金からの年金を受給できるような形になっている企業退職年金制度はいわば私的な資金で賄われている社会保障制度ともいうべきものであるから、事業主が、信託証書を作成する際にあれこれ口を挟むことができる立場を利用して、直接的・間接的に退職年金制度を勝手に牛耳ってしまうことがないように、当然国が介入すべきである。勿論、退職年金制度がどのような法律上の組織構成を採ろうとも、事業主は、その気になれば、何時でも退職年金制度を牛耳れる訳ではあるが、既に述べたとおり、信託制度そのものには受益者の権利を擁護するための数多くのルールがあるのだから、制定法によって信託設定証書を作成する際にこれらのルールを免脱するような規定の盛り込みを禁止しておけば、既存のこれらの規則の一部を退職年金信託にも十分活用できる筈である。

信託法は制定法によって消極的な方法によっても積極的な方法によっても補充することが可能である。信託基金を使って信託の受託者の過失責任を填補するための賠償責任保険を掛けるのはよいとしても、過失責任そのものを免除するような規定を信託証書に盛り込むのは制定法によって禁ずるべきである。信託設定当初における受託者の任命権程度は事業主に認めてもよいかもしれないが、恐らくその後の信託の受託者の任命権を引き続き事業主に与えたり、信託基金を事業主の発行に関わる株式に投資したり、事業主の発行に関わる株式を担保にして信託基金を事業主に貸し付けるようなことも制定法によって禁ずる必要があろう。更に、ある種の権利については、信認上の権利として設定する場合にのみその設定を認め、それ以外の権利としての設定を認めないようにしたり、利益相反関係が発生する

場合等に備えて必ず公正中立な受託者一名以上の設置を義務づけたり、税法上の優遇扱いを受けようとする退職年金制度については、退職年金に関する信託の設定証書に定める規定のうち一定の規定を中核的な規定として、これについては一切変更を加えることができないようにすること等を考慮しておく必要がある。

退職年金制度がどのような法律上の組織形態を採るかに関係なく、退職年金制度を巡る詐欺行為防止のためには、制定法を以って「塀を廻らす」ためには、制定法を以って独立のカストディアン兼受託者の設置を義務づけ、信託基金を使って購入した投資物件はすべてこのカストディアン兼受託者に保管させ、これらの投資物件が果たして信託証書上認められている性質のものであるかどうかをこのカストディアン兼受託者にチェックさせるようにする必要があるが、そのような形をとったとしても、カストディアン兼受託者の立場からすると、預かっている投資物件を売却して得た売却代金については、その引き渡しを受託者から要求された場合は、売却代金が本当に信託の目的を達成するために必要なものであるかどうかを最善の努力を尽してチェックしなければならない、という特別な義務が取り消し不能な形でカストディアン兼受託者に課されていない限り、要請に従って売却代金を受託者に引き渡さなければならないことになり、仮にそのような特別な義務がカストディアン兼受託者に課されていたとしても、それはそれで余分な経費が掛かるという弊害が出てくるので、問題は残る。

Ⅶ 結論

結論としていえることは、事業主がその社員に対して退職年金を支給することを目的として設定する制度については、それがどのような法律上の組織形態を採るものであれ、事業主の権利濫用を予防するためには、どうしても制定法による手助けを必要としている、ということである。既に述べたところからも明らかなとおり、信託制度は何世紀

もかけて発展してきた制度であり、受託者による地位や権利の濫用を防止するためのいろいろ細かい規則も備わっているので、制定法による補充が必要だとしても、その必要とする度合は他の制度と比べれば遥かに少ない筈である。退職年金制度加入者の権利保護を最大限に図るためには、勤労者退職年金制度が依って立つべき堅固な土台構造として、是非とも信託を活用するべきである。

Ⅷ　我国への示唆

これまでに検討してきた近時イギリスにおける年金信託制度を巡る議論は我国にも有益な示唆を与えるように思われる。

先ず、年金制度に信託をリンクさせることの意義は受益者保護にあり、多数の受益者の権利を擁護するための財産管理制度としての信託の原点を我々に改めて教えている点に注目したい。

次に、受益者保護のための信託とはいっても、年金制度にとって既存の信託制度が万全である訳ではなく、補充が必要である点にも注目したい。受託者の事務執行を監視するに必要且つ十分な情報開示等については我国でも早急な対応が必要ではなかろうか。

本稿が我国における今後の年金信託制度の議論に役立つ点があれば幸いである。

（1）House of Commons, Session 1991-1992, Social Security Committee, Second Report, The Operation of Pension Funds, March 4, 1992, HC 61-11.

（2）The Operation of Pension Funds Cm. 2003; reporting date extended to September 30, 1993, see [1993] S. T. I. 586.

(3) Field Report para. 74.

(4) *Ibid.* para. 242.

(5) Cmnd. 9125 pp. 180-181.

(6) Cm. 573.

(7) Cm. 573 Cmnd. 9125 pp. 180-181.

(8) *Ibid.* p. 181.

(9) Citing at paras. 31, 32, 1982 Report of Occupational Pensions Board.

(10) *e. g. Mettoy Pension Trustees Ltd.* v. *Evans* [1991] 2 All E. R. 513, *Davis* v. *Richards* [1990] 1 W. L. R. 1511, *Imperial Group Pension Trust Ltd.* v. *Imperial Tabacco Ltd.* [1991] 2 All E. R. 597, *Re UEB Industries Ltd. Pension Plan* [1992] 1 N. Z. L. R. 294.

(11) See *Mettoy* above. 反対意見として *e. g.* Underhill & Hayton, *Law of Trusts* (14th ed.) and Hanbury & Maudsley, *Modern Equity* (13th ed.).

(12) *e. g. Lake* v. *Bayliss* [1974] 2 All E. R. 1114.

(13) *e. g. Surrey County Council* v. *Bredero Homes Ltd.* [1992] 3 All E. R. 302, affd by Court of Appeal, *The Times,* April 16, 1993.

(14) *Bartlett* v. *Barclays Bank Trust Co. Ltd.* [1980] Ch. 515.

(15) *Phipps* v. *Boardman* [1967] 2 A. C. 46.

(16) *e. g. Bartlett* (above), *Guerin* v. *R.* (1984) 13 D. L. R. (4th) 321, *Canson Enterprises Ltd.* v. *Boughton & Co.* (1992) 85 D. L. R. (4th) 129.

(17) *Re Johnson* (1880) 15 Ch. D. 548 and generally see D. J. Hayton "Trading Trusts," in *International Trust Laws* ed. J. Glasson (Chancery Law Publishing, 1992).

(18) (1856) 6 E. & B. 327.

(19) (1843) 2 Hare 461.

(20) See Gower, *Modern Company Law* (5th ed.) pp. 585-588.

(21) See Underhill & Hayton, *Law of Trusts* (14th ed.) Articles 54, 55, 58.

(22) Financial Services Act 1986, s. 84; Companies Act 1985, s. 192.

(23) e. g. S. I. 1986 No. 1046, S. I. 1992 No. 1531.

(24) *Cowan* v. *Scargill* (1985) Ch. 270, *Nestle* v. *National Westminster Bank* (1992) *The Times,* May 11 (1993) Conv. 63.

(25) *Stannard* v. *Fisons Pension Trust Ltd.* [1992] I. R. L. R. 27.

(26) この制度については see S. I. 1992 No 246.

(27) *Cp.* United States cases of *Donovan* v. *Bierwith* 680 F 2d 263 (1982) at pp. 272, 276, *Leigh* v. *Engle* 727 F 2d 113 (1984) at pp. 125, 127, 128.

(28) *Donovan* v. *Bierwith* above at p. 468 and see *National Labor Relations Board* v. *Amax Coal Co.* (1981) 453 U. S. 322, 101 S. Ct. 2789 and R. Nobles (1992) J. B. L. 261, 276 *et seq.*

(29) *Donovan* v. *Bierwith* above at p. 470.

(30) *Cp. Hayim* v. *Citibank* [1987] A. C. 730.

(31) *Leigh* v. *Engle* 727 F 2D 113 (1984); for further trial see 669 F Supp. 1390 (1987) and see *Lowen* v. *Tower Asset Management Inc* 829 F 2d 1209 and *Bishopsgate investment management Ltd.* v. *Maxwell* (1993) *The Times,* Feb. 16 (C. A.)

(32) *Leigh* v. *Engle* (above).

(33) *e. g. Re Hay's ST* [1982] 1 W. L. R. 202, *Phipps* v. *Bordman* [1967] 2 A. C. 46. *Bartlett* v. *Barclays Bank Trust Co.* [1980] Ch. 515, *Mettoy Pension Trustees Ltd.* v. *Evans* [1991] 2 All E. R. 513.

(34) [1991] 2 All E. R. 513. Also see *Thrells Ltd.* v. *Lomas* [1993] 2 All E. R. 546.

(35) [1991] 2 All E. R. 597.

(36) *Ibid.* at p. 607.

(37) *Mettoy Pension Trustees Ltd.* v. *Evans* [1991] 2 All E. R. 513 at p. 537 endorsed in *Re UEB Industries Pension Plan* [1992] 1 N. L. R. 294 at p. 306.

(38) [1987] 1 All E. R. 528.

(39) *Re UEB Industries Ltd. Pension Plan* [1992] 1 N. Z. L. R. 294 *Re Reevie and Montreal Trust Company of Canada* (1986) 25 D. L. R. (446) 312, *Re National Trust Co. and Sulpetro Ltd.* (1990) 66 D. L. R. (4th) 271, see also *Hozier* v. *Midwest Fasteners Inc.* 108 F 2d 1159 (1990).

(40) S. I. 1990 No. 2021.